

# 付表

## 令和 年度上場株式等の配当等及び譲渡所得に関する付表

(所得税及び復興特別所得税の確定申告書と異なる課税方式を選択される場合にご提出ください)

### 1. 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の申告内容

配当等（非上場含む）		
総合課税分	所得額	源泉徴収税額（市・県民税）
分離課税分	所得額	源泉徴収税額（市・県民税）
繰越損失額	本年分より差し引く繰越損失額	
上場株式等の譲渡所得等		
上場株式等の譲渡所得	所得額	源泉徴収税額（市・県民税）
繰越損失額	本年分より差し引く繰越損失額	翌年へ繰り越す金額

### 2. 市・県民税において選択する課税方式

上記の確定申告した上場株式等の配当等及び譲渡所得について、市・県民税では

申告しません。

下記のとおり申告します。

配当等（非上場含む）		
総合課税分	所得額	源泉徴収税額（市・県民税）
分離課税分	所得額	源泉徴収税額（市・県民税）
繰越損失額	本年分より差し引く繰越損失額	
上場株式等の譲渡所得等		
上場株式等の譲渡所得	所得額	源泉徴収税額（市・県民税）
繰越損失額	本年分より差し引く繰越損失額	翌年へ繰り越す金額

#### 【税制改正のお知らせ】

令和6年度課税以降、上場株式等の配当等及び譲渡所得について、確定申告と申告内容を変更できなくなります。

裏面も記入箇所がございます。

# 付表

## ● 提出に必要な書類

- 『市民税・県民税申告書』
- 『上場株式等の配当等及び譲渡所得に関する付表』
- 『確定申告書の写し（第1表～第3表と所得内訳書）』
- 『市・県民税が源泉徴収されていることが分かる資料（年間取引報告書、配当金計算書等）』
- 『本人確認書類』

## ● 留意事項（必ずお読みいただき、最後にご署名をお願いします。）

- 上場株式等の配当等および譲渡所得のうち、申告不要を選ぶことができるのは、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と市・県民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収されているもののみとなります。所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません。
- 所得税と異なる課税方式を選択する場合は、市・県民税の納税通知書が送達される日までに、市民税・県民税申告書及び本付表を提出いただく必要があります。納税通知書送達後に提出されたものにつきましては無効となります。
- 確定申告で、特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部を申告不要とした場合は本付表の提出は必要ありません。ただし、市・県民税で所得税と異なる控除の適用を受けようとする場合には、以下の□欄にレ点をしたうえで項目を丸で囲み記入してください。

<input type="checkbox"/> 自身の所得の増減に伴い、自身の控除内容を変更 (基礎控除はこちらで再計算致します。)
(医療費控除) 医療費総額 _____ 円 補填される金額 _____ 円
(寡婦、ひとり親控除) ・ (配偶者(配偶者特別)控除) ・ (勤労学生控除)

<input type="checkbox"/> 自身の所得の増減に伴い、自身以外の控除内容を市・県民税の申告書により変更
対象となる方の 住所
氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日
※別途、控除内容が変更になる方の「市民税・県民税申告書」の提出が必要です。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_